

# 東京都水道局修繕対応登録事業者要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）の工事業者に係るお客さまからの照会に対して東京都指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）を案内するに当たり、あらかじめ東京都水道局修繕対応登録事業者として指定事業者の情報を登録しておくことにより、お客さまに充実した情報提供を行い、お客さまの利便性向上に資することを目的とする。

## (修繕工事の範囲等)

第2条 修繕工事の対象範囲は、原則として水道メータ下流側とする。

2 修繕工事の対象区域は、東京都の給水区域とする。

## (募集方法等)

第3条 登録を希望する指定事業者（以下「登録希望事業者」という。）の募集方法は公募とする。

2 東京都水道局（以下「局」という。）は、登録希望事業者から次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 東京都水道局修繕対応登録事業者登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）
- (2) 誓約書（第2号様式）

## (登録要件)

第4条 局は、登録希望事業者から登録申請書を受け取ったときは、次に掲げる登録要件の審査を行うものとする。

- (1) 修繕工事の施行に当たり、水道法（昭和32年法律第177号）、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）、東京都給水条例施行規程（昭和33年東京都水道局管理規程第1号）、指定給水装置工事事業者工事施行要領その他の関係法令等を遵守すること。
- (2) 修繕工事の対応が可能な区域を明確にすること。
- (3) 修繕相談受付、修繕対応及び苦情相談対応が可能な時間帯を明確にし、確実に対応すること。
- (4) 休業日が明確であること。
- (5) お客さまからの修繕工事の依頼に対し迅速丁寧かつ誠実に対応すること。
- (6) お客さまに出張費や工事費用の概算見積金額を提示すること。
- (7) 修繕工事着手前に、お客さまに対し、次の事項について明確かつ平易に説明すること。

ア 掘削調査等が必要な場合の費用

イ 施工方法、使用材料、施工時間等

ウ 見積の内容

- (8) 取引における公正を確保するとともに、修繕工事等の契約内容を明確に書面により提示すること。
- (9) お客さまからの苦情に対して迅速かつ適切に対応すること。
- (10) 局が行う指定事業者向けの講習会に参加済みであるか、又は登録申請書提出後に行われる直近の講習会に必ず参加できること。
- (11) 登録申請書提出日前3年以内に、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、東京都消費生活条例（平成6年東京都条例第110号）等に基づく行政指導又は行政処分を受けていないこと。
- (12) 第12条第1項の規定により登録を抹消された者で、第13条第1項の規定により再登録の申請ができないものでないこと。

（名簿への登録等）

- 第5条 局は、応募のあった登録希望事業者が前条の要件を全て満たしていると認めるときは、当該登録希望事業者を東京都水道局修繕対応登録事業者名簿（以下「登録名簿」という。）に登録し、局ホームページに掲載するものとする。
- 2 前項の規定により登録名簿への登録をしたときは、局は、速やかに東京都水道局修繕対応登録事業者決定通知書（第3号様式）により、その旨を当該事業者に対し通知するものとする。

（登録内容の変更等）

- 第6条 局は、前条第1項の規定により登録名簿に登録された事業者（以下「登録事業者」という。）の登録内容等に変更があった場合には、当該登録事業者から速やかに東京都水道局修繕対応登録事業者変更届出書（第4号様式。以下「登録変更届出書」という。）の提出を受けるものとする。
- 2 登録事業者から登録変更届出書を受け取ったときは、局は、登録名簿の変更を行い、局ホームページの掲載内容を変更するものとする。

（登録事業者の案内）

- 第7条 局は、修繕工事に関してお客さまから問合せがあったときは、登録事業者を案内するものとする。

（修繕費用）

- 第8条 修繕工事に必要となる費用の額は、お客さまと登録事業者との間で決定するものとする。

（報告の徴収）

- 第9条 局は、必要があるときは、登録事業者に対して、第6条に規定する登録内容の変更状況、工事の内容、工事代金等について報告を求めるものとする。

#### (協力依頼)

- 第10条 局は、登録事業者に対して、局が別に定める書式により、漏水調査状況、漏水修繕内容等に関する情報を、登録事業者が漏水調査又は漏水修繕を行った都度、局に提供するよう求めるものとする。
- 2 局は、必要があるときは、登録事業者に対して、漏水調査の対応状況、工事代金の支払方法その他の登録事業者の事業に関する情報を局に提供するよう協力を求めるものとする。

#### (登録の辞退)

- 第11条 局は、登録事業者が登録の辞退を希望する場合には、速やかに東京都水道局修繕対応登録事業者辞退届出書（第5号様式。以下「登録辞退届出書」という。）を提出させるものとする。
- 2 局は、登録事業者から登録辞退届出書の提出があったときは、登録名簿及び局ホームページから当該登録事業者の登録を抹消するとともに、速やかに東京都水道局修繕対応登録事業者抹消通知書（第6号-1様式。以下「抹消通知書」という。）により当該登録事業者に対し通知するものとする。
- 3 局は、登録事業者から「指定給水装置工事事業者廃止届出書」の提出があったとき又は登録事業者が水道法第25条の3の2第1項の規定により指定の効力を失ったときは、「登録辞退届出書」の提出を受けることなく登録名簿及び局ホームページから当該登録事業者の登録を抹消するものとする。この場合において、当該登録事業者に対し抹消通知書による通知は行わない。

#### (登録の抹消)

- 第12条 局は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該登録事業者を登録名簿及び局ホームページから抹消することができる。
- (1) 第4条に規定する登録要件のいずれかを満たさなくなったとき。
  - (2) 第9条に規定する報告の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき又は虚偽の報告を行ったとき。
  - (3) 局による行政指導又は行政処分を受け、登録を抹消することが妥当であると局が判断したとき。
  - (4) どうかつ、強要その他の登録事業者としてふさわしくない事実が確認されたとき。
- 2 前項の規定により、登録事業者の登録を抹消したときは、局は、速やかに東京都水道局修繕対応登録事業者抹消通知書（第6号-2様式）により当該登録事業者に対し通知するものとする。

#### (登録抹消後の再登録)

- 第13条 登録を抹消された指定事業者で再登録を希望する者は、再登録の申請を行うことができるものとする。この場合において、前条第1項の規定により登録を抹消された指定事業者は、登録抹消（以下この条において「本登録抹消」という。）から6

か月が経過し、かつ、本登録抹消の理由に係る事実が解消された場合に、再登録の申請を行うことができるものとする。ただし、本登録抹消の日前3年間に前条第1項の規定による登録の抹消（第4条第2号から第5号まで及び第10号から第12号までの登録要件を満たさなくなったことを理由とする登録の抹消を除く。）を2回以上受けている者は、本登録抹消の日から2年間、再登録の申請ができないものとする。

- 2 局は、前項の規定による再登録の申請を受けたときは、第4条の規定を準用して登録要件の審査を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月27日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客さまへの登録事業者の案内開始日については、給水部長が別途定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

東京都水道局修繕対応登録事業者登録申請書

東京都水道局長 殿

申請者 指 定 番 号 第 号  
フリガナ  
 氏名又は名称  
 住 所  
フリガナ  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

修繕対応登録事業者の登録を受けたいので、東京都水道局修繕対応登録事業者要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所		名 称 所 在 地 代 表 者 電 話 番 号			
修繕可能な地域					
修繕相談受付、苦情相談対応時間 (電話受付)		(午前・午後)	時	分	から
		(午前・午後)	時	分	まで
修繕対応時間 (現場対応)		(午前・午後)	時	分	から
		(午前・午後)	時	分	まで
対応時間内の連絡先 (携帯可)					
対応時間外の連絡先 (携帯可)					
休 業 日	(1) 通 常				
	(2) 夏期休業				
	(3) 年末年始				
工 事 実 績	登録を希望する対象工事に○をしていただき、工事件数を記入してください。				
	(1) 宅地内の地中配管の漏水修理	過 去 3 年 の 工 事 件 数	年	年	年
	ア <small>目に見える</small> 地上漏水の場合		件	件	件
	イ <small>目に見えない</small> 地下漏水の場合		件	件	件
	(2) 建物内の配管の漏水修理		件	件	件
	(3) ポンプ等の設備補修修理		件	件	件
	(4) 貯水槽の漏水修理		件	件	件
(5) 蛇口、トイレの漏水修理		件	件	件	
該当箇所に○をしてください。		75ミリ以上の給水管の漏水修理について 可 / 不可			

本様式表面以外に当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所がある場合に記載 (同一の指定番号で、東京都の指定給水装置工事事業者として申請しているものに限る。)		名 称 所在地 代表者 電話番号					
修繕可能な地域							
修繕相談受付、苦情相談対応時間 (電話受付)		(午前・午後)	時	分	から		
		(午前・午後)	時	分	まで		
修繕対応時間 (現場対応)		(午前・午後)	時	分	から		
		(午前・午後)	時	分	まで		
対応時間内の連絡先 (携帯可)							
対応時間外の連絡先 (携帯可)							
休業日	(1) 通常						
	(2) 夏期休業						
	(3) 年末年始						
登録を希望する対象工事に○をしていただき、工事件数を記入してください。							
工事実績	(1) 宅地内の地中配管の漏水修理		過去3年の工事件数	年	年	年	
	ア 地上漏水の場合			件	件	件	
		イ 地下漏水の場合			件	件	件
	(2) 建物内の配管の漏水修理				件	件	件
	(3) ポンプ等の設備補修修理				件	件	件
	(4) 貯水槽の漏水修理				件	件	件
(5) 蛇口、トイレの漏水修理			件	件	件		
該当箇所に○をしてください。		75ミリ以上の給水管の漏水修理について 可 / 不可					

※ 以下水道局使用欄 (記入しないでください。)

受付

## 誓約書

東京都水道局長 殿

給水装置修繕工事を施行するに当たっては、東京都水道局修繕対応登録事業者要綱第4条各号の要件を満たし、第6条による東京都水道局修繕対応登録事業者変更届出書及び第11条による東京都水道局修繕対応登録事業者辞退届出書の提出が必要な場合は速やかに行うとともに、お客さまとの契約内容を確実かつ誠実に履行し、迅速なお客さま対応を行うことを誓約いたします。

年 月 日

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

電 話 番 号





東京都水道局修繕対応登録事業者変更届出書

東京都水道局長 殿

申請者 指 定 番 号 第 号  
フリガナ  
 氏名又は名称  
 住 所  
フリガナ  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

※変更する内容が、申請者の所在地と異なる事業所の場合は記載してください。	名 称 所 在 地 代 表 者 電 話 番 号
--------------------------------------	----------------------------------

東京都水道局修繕対応登録事業者要綱第6条の規定により、登録内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

(変更箇所のみ記入)

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
修繕可能な地域			
修繕相談受付、苦情相談対応時間 (電話受付)	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで	
修繕対応時間 (現場対応)	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで	
対応時間内の連絡先 (携帯可)			
対応時間外の連絡先 (携帯可)			
休業日	(1) 通 常		
	(2) 夏期休業		
	(3) 年末年始		
登録を希望する対象工事 ※下記の番号等を記入			
※ (1) 宅地内の地中漏水修理 (ア 地上漏水・イ 地下漏水)、(2) 建物内の配管の漏水修理、(3) ポンプ等の設備補修修理、(4) 貯水槽の漏水修理、(5) 蛇口及びトイレの漏水修理			

※ 以下水道局使用欄 (記入しないでください。)

受 付

年 月 日

東京都水道局修繕対応登録事業者辞退届出書

東京都水道局長 殿

申請者	指 定 番 号	第	号
	氏名又は名称		
	住 所		
	代表者氏名		
	電 話 番 号		

東京都水道局修繕対応登録事業者要綱第11条の規定により、登録を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

1 辞退理由

2 辞 退 日

※ 以下水道局使用欄（記入しないでください。）

受 付



